

各位

東京都港区港南一丁目2番70号
株式会社 JALUX (ジャルックス)
代表取締役社長 篠原昌司
(東証1部コード番号: 2729)
お問い合わせ先
経営企画部長 山崎泰弘
(TEL 03-6367-8822)

臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年5月に開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）招集のための基準日設定について、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 本臨時株主総会に係る基準日等について

当社は、本臨時株主総会において議決権を行使することのできる株主を確定するため、2022年3月31日（木曜日）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、本臨時株主総会において、議決権を行使することができる株主とし、以下のとおり基準日に関する公告をいたします。

- (1) 基準日 : 2022年3月31日（木曜日）
- (2) 公告日 : 2022年3月16日（水曜日）
- (3) 公告方法 : 電子公告（当社ホームページに掲載いたします。）
<https://www.jalux.com/ir/notification.html>

2. 本臨時株主総会の開催日程及び付議議案等について

当社が2022年1月31日に公表した「日本航空株式会社及び双日株式会社が共同で出資するS Jフューチャーホールディングス株式会社による当社株式に対する公開買付けの開始に係る意見表明（賛同）及び応募推奨のお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、日本航空株式会社（以下「日本航空」といいます。）及び双日株式会社（以下「双日」といいます。）がそれぞれ50.50%、49.50%出資するS Jフューチャーホールディングス株式会社（以下「公開買付者」といい、日本航空及び双日と併せて「公開買付者ら」と総称します。）による当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）を対象とする公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が成立し、当社株式の全て（ただし、公開買付者ら及び日本空港ビルディング株式会社が所有する当社株式並びに当社が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、公開買付者らは、会社法第180条に基づき当社の普通株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む本臨時株主総会を開催することを、本公開買付けの決済の完了後速やかに当社に要請する予定とのことです。当社は、本公開買付けが成立した場合には、公開買付者らによるこれらの要請に応じる予定です。

この度、当社は、本公開買付けが成立した場合には上記要請がなされる予定であることから、本臨時株主総会の開催が必要となる場合に備えて、あらかじめ本臨時株主総会の招集のために必要となる基準日を設定することにいたしました。なお、本臨時株主総会の開催日時、開催場所及び付議議案の詳細等につきましては、決

定次第、改めてお知らせいたします。

他方、本公開買付けが成立しない場合、当社は、本臨時株主総会の開催を行わず、上記の基準日についても利用しない予定です。

以上